



從四位勳二等男爵園田孝吉勳章

加授ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十二年九月五日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛



内

閣

五十四番

15

賞勳局第七卷二〇五

大正十二年九月五日 内閣總理大臣 陸

大正十二年九月五日 内閣總理大臣 陸

内閣總理大臣 陸

賞勳局總裁



從四位 勳二等男 丹波國田孝吉 明治四十年
外務省、出仕書記官、領事、
國、在勤、二十五年、均、
三月、横濱正金銀行頭取トナリ、同廿九年五月
外國銀行ニ關シテ、制度調査、為、英國、
出張、均、死後、同、三十四年、頭取トナリ、
爾、東、同、行、要、務、ヲ、執、ル、ト、十七年、大正四

賞勳局

年一月、頭取ヲ、辭シ、引、續、キ、取、締、役トシテ、
今日ニ、造、リ、同、人、
調査委員、タリ、シ、
委員、南滿洲、鉄道、
殖産、社、及、立、委、員、
為、リ、執、シ、モ、其、職、責、ヲ、盡、シ、
明治廿七八年、事件、
章、
章、
同、人、在、官、十八年、銀行、金融、實、務、

從四位

陸

賞勳局告示第二〇五號

大正十二年九月五日 内閣實錄

大正十二年九月五日 内閣實錄

内閣總理大臣 齋藤

賞勳局總裁



從四位上 勳二等男 齊藤 園田 孝吉 明治四十年
外務省、出仕書記官、領事、日、歷任、し、英
國、在勤、し、二十五年、均、勤、故、以、明治三十二年
三月、横濱正金銀行頭取トナリ、同廿九年五月
外國銀行ニ關、し、制度調査、為、英國、
出張、し、均、勤、後、同、三十四年、四月、頭取トナリ
南東同行、要務、ヲ、執、ル、ト、二十七年、大正四

賞勳局

年一月、頭取ヲ、辭、し、引、續、キ、取、停、役ト、シ、テ
今日ニ、造、リ、同、人、の、明治三十二年、貨幣制度
調査委員ト、リ、シ、テ、同、人、の、日本興業銀行設立
委員、南滿洲鉄道會社設立委員、東洋拓
殖會社設立委員、韓國銀行設立委員等ト、
為、リ、孰、シ、モ、其、職、責、ヲ、盡、シ、勤、勞、多、大、ナリ、
明治廿七八年、事件、ノ、功、依、リ、勳、四、等、旭日小綬
章ヲ、明治三十七年、事件、ノ、功、依、リ、勳、二、等、瑞宝
章ヲ、大正七年、十一月、依、勤、功、累、升、ヲ、授、ケ、ラル
同、人、在、官、十八年、銀行、金融、實務、ニ、從事、ス

裏面白紙

ルヲト三十三年ニシテ我國財政金融界ニ貢獻
スルノ功績頗ル顯著タリ然ルニ今回病氣ニ
罹リテ危篤ニ瀕スルノ故ヲ以テ勲章加授ノ義
大蔵大臣ヨリ稟請有之調査ヲ遂ルニ申立ノ
通勲ニ等加日重光章加授セラレ可然ト存候
此段允裁ヲ仰ク

賞勲局

孝少司

大正十二年九月四日

大藏大臣井上準之助

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

一上奏 叙勲 (旭二)
右御執奏ヲ請フ

大藏省

裏面白紙

18

從四位勳二等男爵園田孝吉

右ハ明治四年外務省ニ出仕書記生領事
ヲ歴任シ英國ニ在勤スルコト十五年歸
朝後明治二十三年三月横濱正金
銀行頭取トナリ同廿九年五月外國銀
行ニ関スル制度調査ノ為英國ニ
出張シ歸朝後同三十年四月頭取
辭任シ同三十一年十月十五銀行頭取
トナリ爾來同行要務ヲ執ルコト十
七年大正四年一月同行ノ頭取ヲ辭シ
引續キ取締役トシテ今日ニ迄ヲ

大藏省

同人ハ明治廿六年貨幣制度調査
委員タリシヲ始トシ日本興業銀行設
立委員、南滿州州鐵道會社設立委員
東洋拓殖會社設立委員、韓國銀
行設立委員ト為リ孰レモ其ノ職責ヲ
盡シ勤勞多大ナリ、明治廿七年
事件ノ功ニ依リ勳四等旭日小綬章
ヲ、明治廿八年事件ノ功ニ依リ勳
二等瑞寶章ヲ、大正七年十月依勳
功男爵ヲ授ケラレ從四位ニ叙セラレ
同人ハ官ニ在ルコト十八年銀行ノ
金融實務ニ從事スルコト三十三年ニ
シテ我カ財政及金融界ニ貢獻セルノ

功頗ル顯著タリ然ルニ今回病氣ニ
罹リ危篤ニ瀕ス仍テ此際特ニ
如上ノ功績ヲ録セシ勲ニ等旭日章
ニ叙セラシムコトヲ謹テ上奏ス
大正十二年九月四日
大蔵大臣井上準之助

大蔵省